

# 盛岡市の緊急経済対策について（第1弾）

## 1 事業者向け

### (1) 県制度融資への保証料・利子補給

（事業費：191,000千円 担当：商工労働部ものづくり推進課）

#### ア 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者の資金繰りを支援するため、県制度融資への保証料全額及び利子3年分を全額補給する（事業者の保証料・3年分の利子の実質負担ゼロ）。

#### イ 対象

新型コロナウイルス感染症関連のセーフティネット保証、危機関連保証の認定を受け県の制度融資を受ける中小・小規模事業者・個人事業者。

対象とする県融資制度	利子（3年分）	保証料（全額）
・新型コロナウイルス感染症対策資金（上限8,000万円、売上15%以上減少者）	固定 年1.4%以内 変動 年1.2%以内	年0.4%
・商工観光振興資金 ・小規模小口資金	年2.3%以内 年2.15%以内	経営状況に応じて 年0.45～1.5%

市が補給する部分

※危機関連保証、セーフティネット4号又は5号の認定を受けた場合に限る。

#### ウ 適用日等

令和2年5月1日から令和3年1月31日までの融資実行分（令和2年4月1日以降5月1日前にイに掲げる資金を利用した方は、借換えにより適用可能）

#### エ 申込手続等

お近くの取扱金融機関にお申込みください。

### (2) 雇用調整助成金事業主負担分の補助

（事業費：22,491千円 担当：商工労働部経済企画課）

**※本事業は、国の雇用調整助成金の制度改正に伴い、廃止します。**

#### ア 概要

国の雇用調整助成金を利用し、雇用の維持を図る事業主に対して、その事業主負担分について助成を行い、雇用の維持を確実に図るための支援を行うもの。

## イ 対 象

緊急対応期間である4月1日から6月30日までの間に、解雇等を行わず、9/10の助成率により雇用調整助成金を受けた中小企業の事業主負担分(1/10)。

### 【参考】雇用調整助成金制度

⇒事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させ雇用の維持を図った場合、休業手当の一部が雇用調整助成金として国から助成される

## (3) 地域企業家賃補助事業補助金

(事業費：318,094千円※ 担当：商工労働部経済企画課)

※緊急経済対策第3弾(6月補正予算で事業費を579,600千円に増額)

## ア 概 要

新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けている中小企業者の経営の継続を支援し、地域経済の維持を図るため、中小企業者が支払う家賃に対する補助を実施する。

## イ 対 象

中小企業基本法に規定する中小企業者で、市内に事業用の建物等を賃借している事業者。

かつ、次に示す全ての要件を満たすことが必要(一部、例外あり)。

- ①小売業、飲食、宿泊、サービス業等を営む者
- ②売上が、令和2年4月から9月のいずれか一月において、前年同月と比較して50%以上減少している者 **又は令和2年2月から9月の間のいずれかの連続する三月の売上の合計が、前年同期と比較して30%以上減少している者 ※対象が拡大されました**
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者
- ④対象となる建物が、自己又は生計を一にする者若しくは、自社の役員や役員が経営する法人等が所有する建物でない者
- ⑤市税を滞納していない者
- ⑥今後も市内で事業を継続する意思がある者
- ⑦宗教法人又は政治団体ではない者
- ⑧暴力団又は暴力団員と密接な関係を持っていない者
- ⑨その他、適当でないと認める者でないこと

## ウ 対象経費

市内で事業を営むために賃借している建物等の家賃等で令和2年4月から9月までの間に支払ったもの ※消費税等相当額及び光熱水費等の変動する経費を除いた額

## エ 補助率及び補助金額

- ・補助率 対象経費の2分の1

- ・補助金額 上限 30 万円（1 か月あたりの上限額を 10 万円とし，連続する 3 か月分を上限とする。）

オ 申請方法

盛岡商工会議所に郵送で申請書類を提出。

## 2 勤労者向け

### (1) 勤労者の生活資金への支援

（事業費：50,459 千円 担当：商工労働部経済企画課）

ア 概要

収入が減少し生活が苦しくなった世帯に対して，実質無利子での生活援助資金（上限 50 万円）の貸付制度を創設する。

イ 貸出金融機関

東北労働金庫

問い合わせ先

● 県制度融資への保証料・利子補給について

商工労働部ものづくり推進課 TEL 6 2 6 - 7 5 3 8

● 地域企業家賃補助事業補助金・勤労者の生活資金への支援について

商工労働部経済企画課 TEL 6 1 3 - 8 2 9 8